交通安全情報

令和8年3月号

交通安全協会
沼津地区支部

人身事故発生状況（速報値）

※（　　）前年比

管内	2月中	2月末
件　数	100（+21）	197（+26）
死者数	0（±0）	1（+1）
傷者数	131（+34）	244（+31）

詳しくは
静岡県警察　交通事故統計情報　をチェック！

交差点やその付近での交通事故が多発！

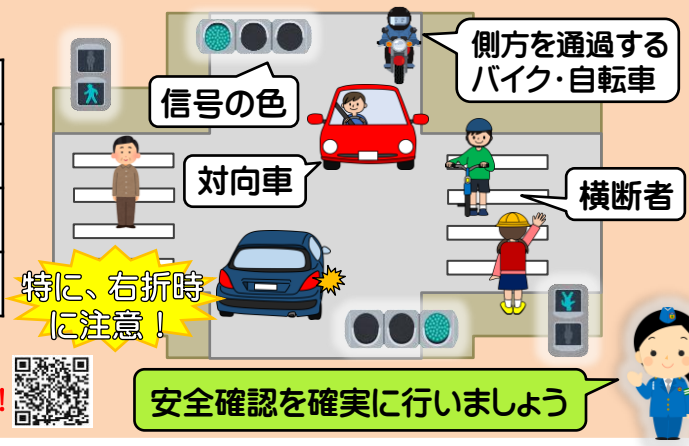

安全確認を確実に行いましょう

令和8年4月1日から！ 自転車利用者に対する 青切符（交通反則通告制度）が導入されます

Q. どんな場合に適用される？ 対象年齢は16歳以上

「警告に従わずに違反行為を続けた場合」や、「通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為」、「交通事故に繋がるような悪質・危険な違反行為」が取締りの対象となります。

詳しくはこちらを検索→
（警察庁交通局 自転車ルールブック）

〈手続きの流れ〉

交通反則通告制度

反則行為

↓

青切符

↓

反則金を納付

↓

終結

反則金を不納付

↓

刑事手続きへ

刑事手続き

重大な違反※や、交通事故を起こしたとき

※重大な違反（非反則行為）：酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）、ひき逃げ 等

↓

赤切符 等

↓

出頭・取調べ、裁判、罰金の納付 等

対象となる反則行為は75種類

反則行為と反則金の一例

携帯電話使用等（保持）

反則金 12,000円

遮断踏切立入り

反則金 7,000円

信号無視（赤色等）、安全運転義務違反、通行区分違反（逆走、歩道通行等）、横断歩行者等妨害等、踏切不停止等 等

反則金 6,000円

信号無視（点滅）、通行禁止違反、指定場所一時不停止等、無灯火、自転車制動装置不良、泥はね運転 等

反則金 5,000円

歩道徐行等義務違反、路側帯通行方法違反、並進禁止違反、交差点右左折方法違反、警音器使用制限違反 等

反則金 3,000円

万が一の交通事故に備え、ヘルメットを着用しましょう！